

(5) EPA税率の適用を受けるためには①

どうしたらEPA税率を利用できるのか

① 輸出入される产品に関し、EPA税率が設定されていること
(EPA税率の場合、協定の譲許表)

② 生産された貨物が、「原产品」であると認められること(=原产地基準を満たしていること)

③ 運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)



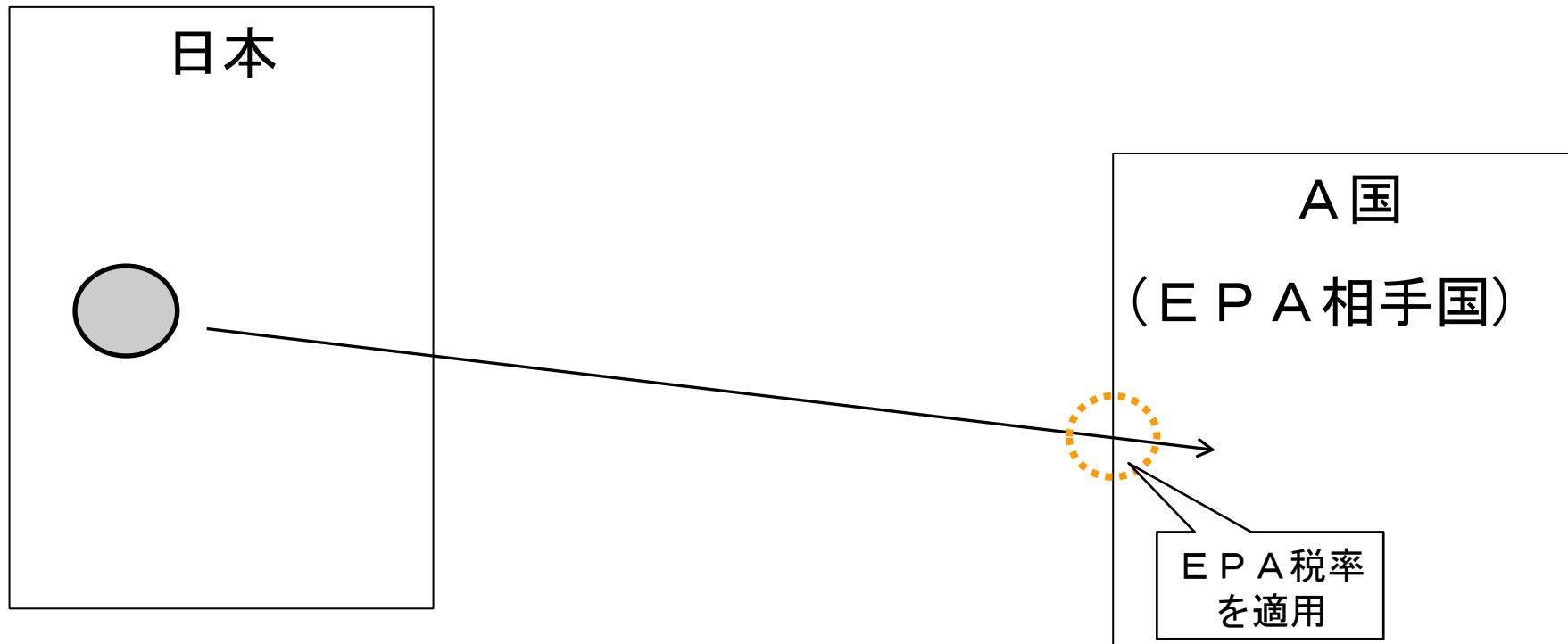
4つの条件をすべて
満たさなければいけない！

(5) EPA税率の適用を受けるためには②

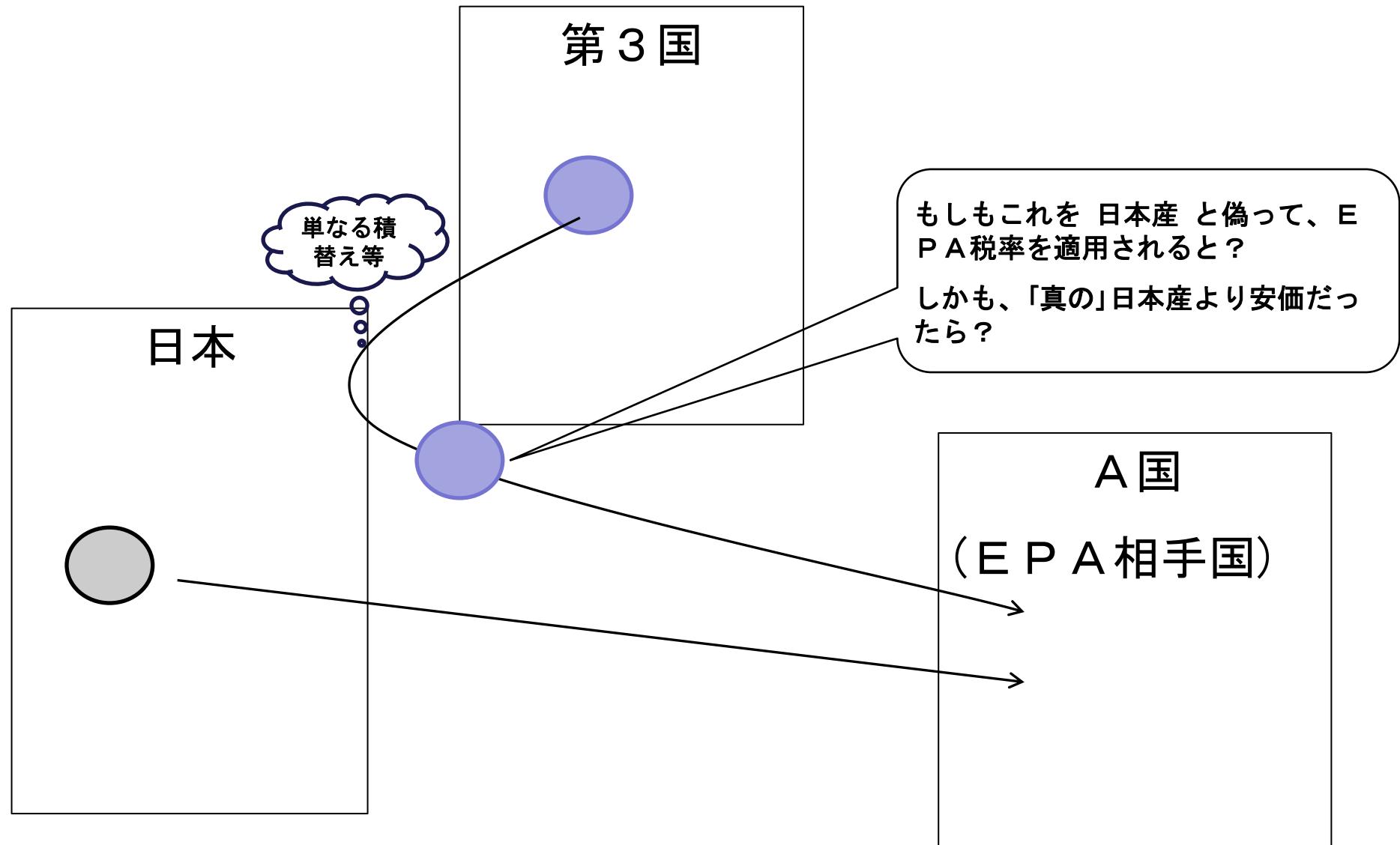
原産地規則の必要性（イ）

EPAは、国と国との間の経済的な結び付きを強化しようというもの
⇒お互いの国民の利益となることが必要

⇒EPA締約国において、”本当に生産された”（又は、”これぐらいであればEPAに基づく利益を与えても差し支えないと認められる程度の生産がされた”）产品に対してのみEPA税率を適用することが必要。

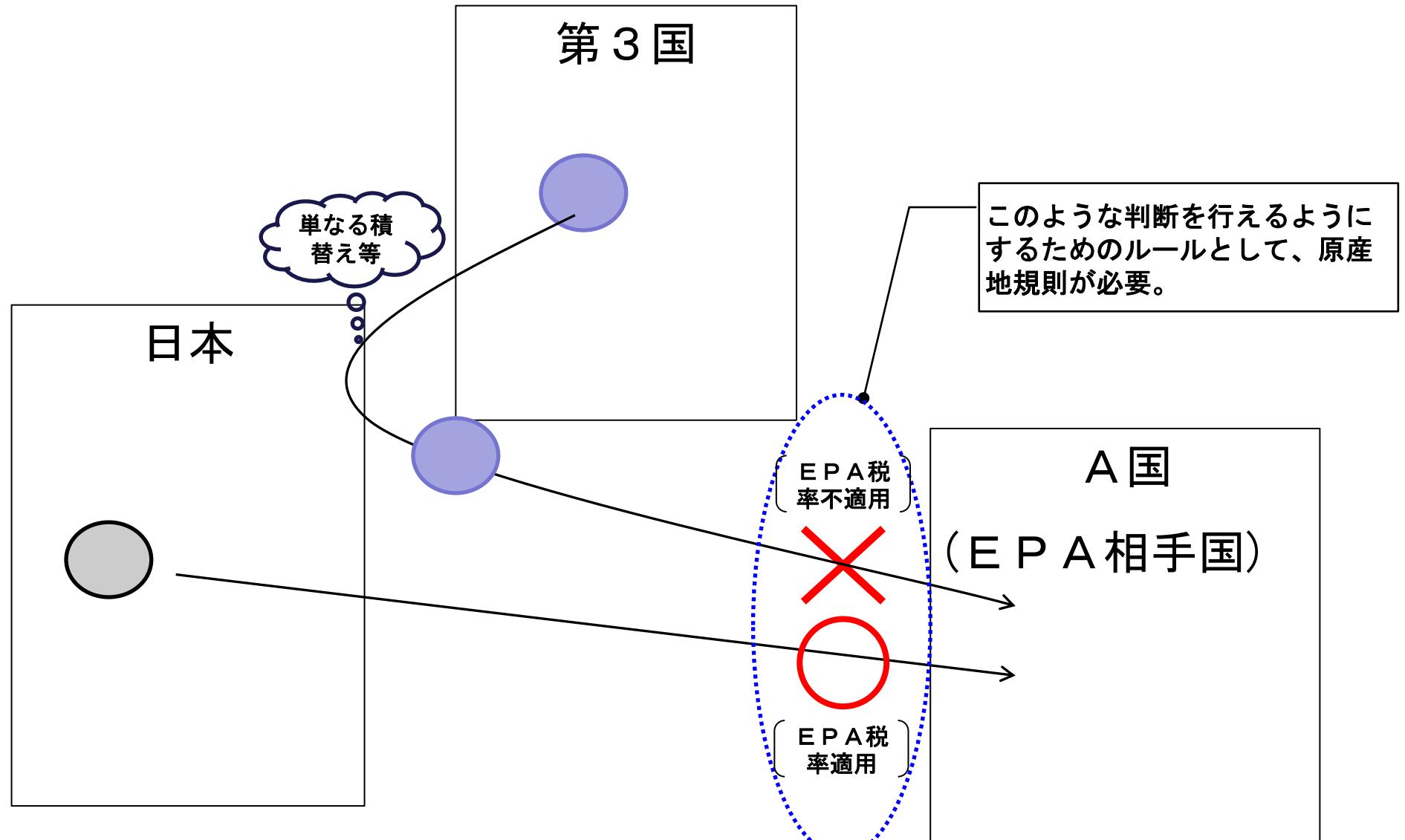


原産地規則の必要性（口）



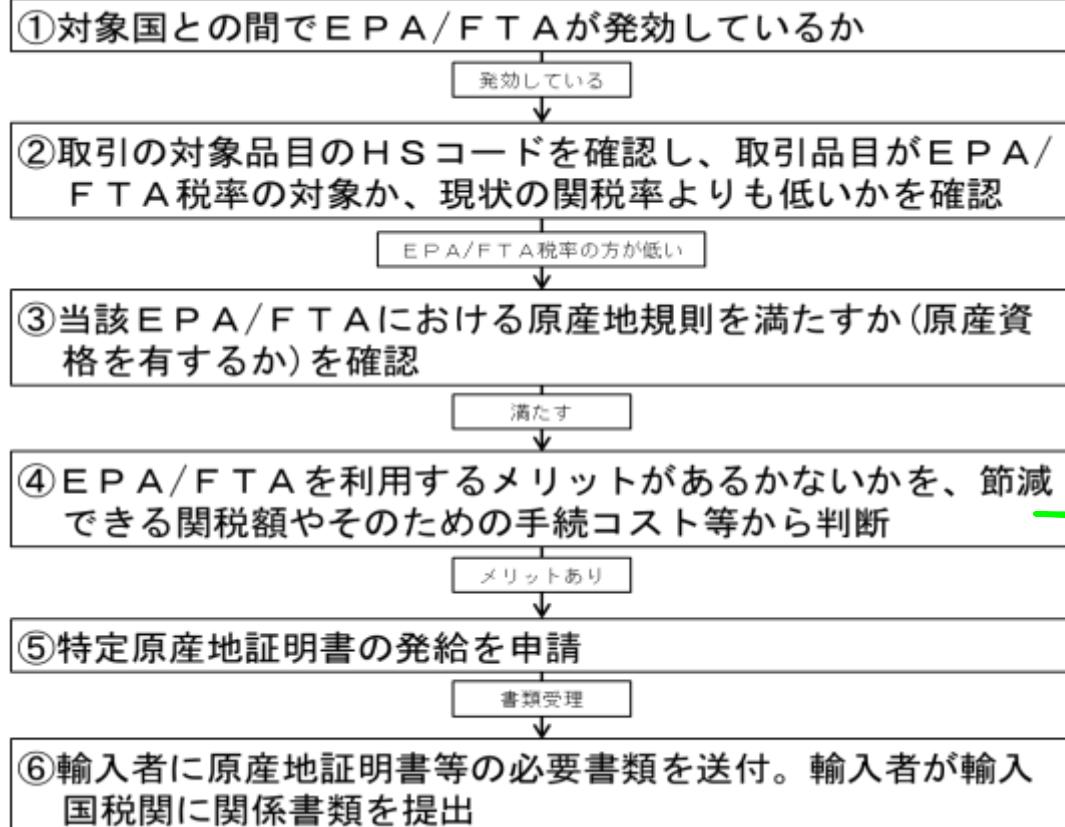
(5) EPA税率の適用を受けるためには②

原産地規則の必要性 (ハ)



(6) EPA税率利用までのプロセス①

EPA/FTA税率利用までのプロセス概略



必要となり得る知識

EPA全般

EPA譲許表

関税分類

原産地規則

(引用者注)
イス、ペルー、メキシコについては、認定輸出者による自己申告が、オーストラリアについては、生産者・輸出者・輸入者による自己申告が、それぞれ可能。

税関・財務局主催のEPA
利用支援セミナー

各税関における
個別の輸出相談

産品の生産工
程

原材料に係る情
報(HS番号、価
格等)

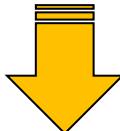
企業の経営判断

商工会議所

出典：通商白書2014(第III-1-4-13図)に基づき作成

HS番号をどのように確認するのか？

- HS番号(HSコード、関税分類番号)の確認



具体的には ？？？？

- 過去に輸出入実績があれば、許可された輸出入申告書に記載されているHS番号を調べる。
- 税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。
<http://www.customs.go.jp./tariff/kaisetu/index.htm>
- 近隣の税関に問い合わせる。
- 輸入者を通じて輸入国の税関に問い合わせる。

(6) EPA税率利用までのプロセス③

EPA税率の確認(輸入)



第2部 植物性生産品

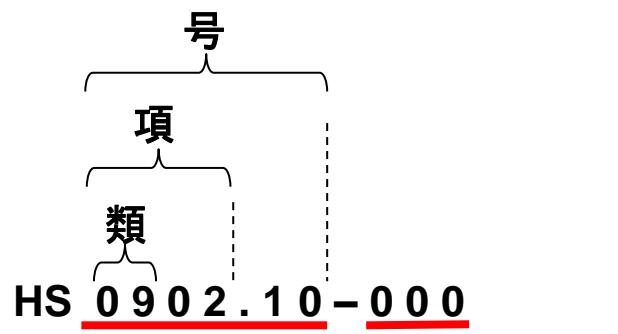
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate						関税率(経済連携協定) Tariff rate(EPA)						
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インдонシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN
09.02	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)													
0902.10	000 緑茶(発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。) その他の緑茶(発酵していないものに限る。)	20%		17%		無税	7.4%	6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.20	100 1くず(飲用に適するものを除く。) 2 その他のもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0902.30	200 紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)	20%		17%		無税	7.4%	6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.40	010 一 紅茶 090 一 その他のもの			12%			2.2%	1.1%	2.2%	2.2%	3.3%	3.3%	3.3%	
0902.50	000 その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			17%			7.4%	6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.60	100 1くず(飲用に適するものを除く。) 2 その他のもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0902.70	210 (1)紅茶 220 (2)その他のもの	5%		3%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0903	000 マテ	20%		12%	6%	無税	2.2%	0.5%	1.1%	1.1%	1.6%	3.3%	3.3%	
0903.00	000 マテ													

(税関ウェブサイト 実行関税率表)

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。
⇒ 「実行関税率表」で検索！



(6) EPA税率利用までのプロセス③

EPA税率の確認(輸出)

World TariffSM
HS Number Search

World Tariff | :
① クイックヘルプ 印刷版

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Entering Mexico

仕向け国/輸出先
Mexico

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 | リセット Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

メキシコに自動車(8703.90)を輸出する場合。

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。

世界各国の関税率

中国Trade Networks社が販売している世界の関税率データベース「World Tariff」です。JETROと同様の契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトで無料でWorld Tariffをご利用いただけます。
※World Tariffは契約して現在データ化された自動車は、著作物への利用、譲り番への販売、その他の再配布はできません。
※ご登録いただいた方は同社ウェブサイトへの登録および契約の権利許諾条件の遵守をお願いされることを二通りあります。
※JETROがWorld Tariffで契約およびデータ化された自動車の権利許諾について、右の登録でも各自が異なるものになります(左側の「JETROと契約」が権利許諾)。
※データ化の契約料金はJETROセンターの「World Tariff登録料金」内ページをご確認ください。

[データ化登録する](#) [登録料金](#)
JETRO Webサイト
データ化登録料金

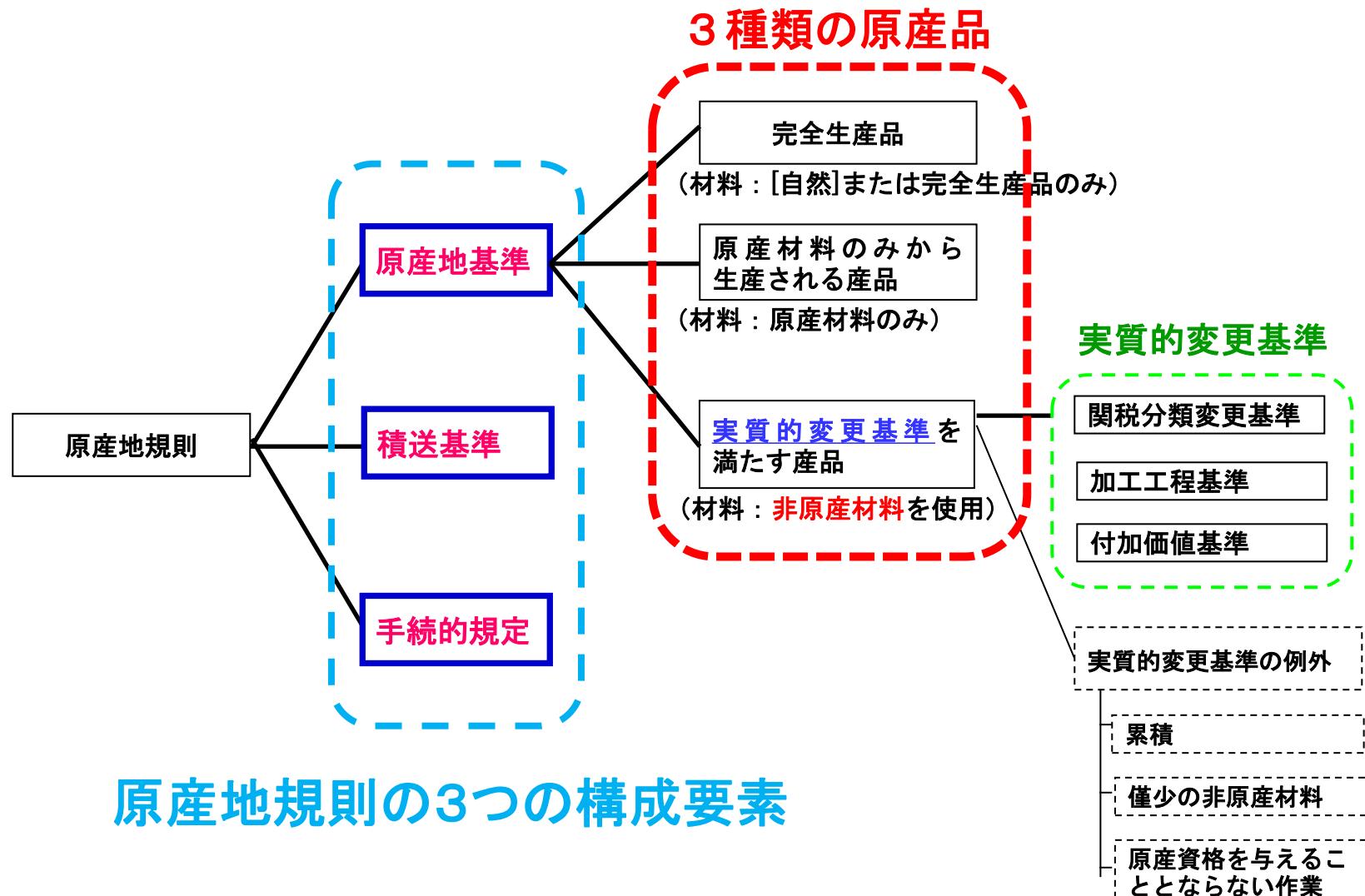
(JETRO 世界各国の関税率)
<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

輸出先	Free	EUROPEAN UNION TRADE AGREEMENT
Israel	Free	Israel Trade Agreement
Italy	Free	European Union Trade Agreement
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free 12, 50, 60	Mexico-Japan Free Trade Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Uganda	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税なしで輸入することができる。

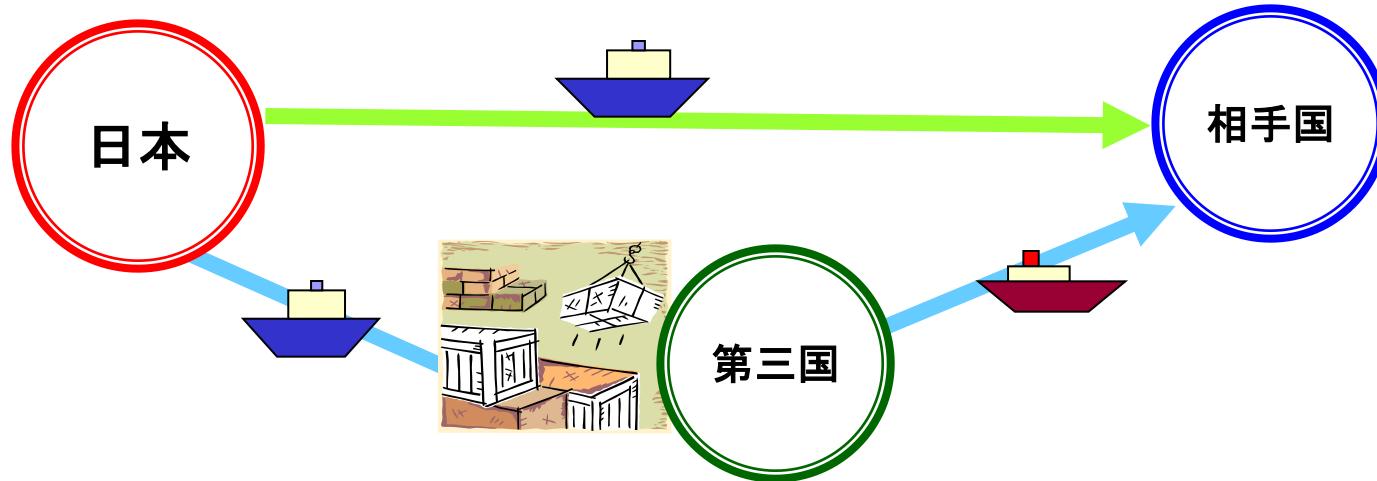
(6) EPA税率利用までのプロセス④

EPA原産地規則の構成(概要)



積送基準

貨物が相手国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

(6) EPA税率利用までのプロセス⑥

“手続的規定を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 輸入国において必要な書類の準備

- 次の1、2、3の書類のうち、いずれかの書類
(輸出国の政府・関係機関が発給するもの)

1 原産地証明書

(ご自身でご用意いただけるもの)

2 認定輸出者による自己証明(原産地申告)*1

(日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAをご利用の場合)

3 原産品申告書等

(日豪EPAの自己申告制度をご利用の場合)

*1:原産地申告を記入
したインボイス等の商
業上の書類

+

- 貿易取引に関する書類

通し船荷証券の写し等

提出

輸入国の税関

(※)EPA税率の適用を受ける際に必要な書類は、EPAにより異なる場合があります。